

# 4月から児童手当制度が 拡充されました



3歳未満の乳幼児の児童手当は、第1子と第2子は5千円、第3子以降は1万円でしたが、出生順位にかかわらず一律月1万円になりました。

	現行の支給額		改正後の支給額
	0歳～3歳未満の 児童の養育者	第1子、第2子	月額 5,000円
第3子以降		月額 10,000円	
3歳以上の 児童の養育者	第1子、第2子	月額 5,000円	変更ありません
	第3子以降	月額 10,000円	

拡充後の最初の支給月は6月です。

今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

問い合わせ 児童福祉課 62-1126

# 4月から厚生年金制度が変わりました

## 遺族厚生年金の見直し

- ・夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻に対する遺族厚生年金が、5年間の有期給付になりました。
- ・中高齢寡婦加算の支給要件となる年齢が、夫死亡時35歳以上から40歳以上の妻に引き上げられました。

## 離婚時の厚生年金の分割制度導入

- ・婚姻期間中の当事者の厚生年金等の保険料納付記録が対象で、分割割合(受ける方の持ち分)の上限は5割です。(平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象)

## 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整導入

- ・昭和12年4月2日以降生まれの方

## 65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度導入

- ・平成19年4月1日以降に老齢厚生年金の受給権を有する方で、66歳に到達する前に老齢厚生年金を請求していなかった方です。

ただし、65歳到達時に老齢基礎年金が退職共済年金等を除く他の年金給付の受給権者であるとき、または66歳到達時までに他の年金給付の受給権者となったときは、繰り下げの申し出はできません。

= 詳しいお問い合わせは、下記のねんきんダイヤルをご利用ください =

これから請求される方 0570-05-1165

年金を受給されている方 0570-07-1165

年金番号がわかるものをお手元にご用意ください